

長崎県立北松西高等学校同窓会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、長崎県立北松西高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、知徳を磨き、母校振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。
- (1) 同窓会名簿の作成
 - (2) 母校職員に対する謝恩
 - (3) 母校教育事業の援助
 - (4) 新入会員の入会式
 - (5) 職員ならびに会員に対する慶弔
 - (6) その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会は、事業所を以下の場所に置く。
- 住所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2 6 5 7－3
長崎県立北松西高等学校

第二章 会 員

- 第5条 本会は、正会員、賛助会員、顧問をもって構成する。
- 2 在校生は、準会員とする。
- 第6条 本会の正会員は、長崎県立北松西高等学校中心校ならびに長崎県立佐世保南高等学校小値賀分校卒業生で構成する。但し、本校に二ヵ年以上在学した者で本人の希望があれば評議員会の承認を得て正会員とする。
- 第7条 本会は、母校現旧職員を賛助会員とする。
- 第8条 本会は、現校長並びに前会長を顧問とする。
- 第9条 会員は、住所・氏名・職業等に異動を生じた場合は、その旨すみやかに通知しなければならない。

第三章 役 員

- 第10条 本会には次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名 監事 2名 理事 若干名
評議員 若干名（各クラス1名以上）
- 2 役員の定年を満70歳とする。
- 第11条 会長、副会長は理事会において選出する。監事、理事は正会員の中から会長が選出し、評議員会で承認を得なければならない。評議員は年度別に各学科から1名を同期生の推薦により選出する。
- 2 卒業後、10年が経過した会員の評議員については、小値賀町内に居住するものを原則とし、それらのもので評議員会を構成する。
- 第12条 役員の任期は、一ヵ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第13条 役員に欠員のあるときは評議員会において直ちに補充し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第14条 役員は次のとおり会務を行う。
- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその会務を代行する。
 - (3) 監事は、会務の運営及び会計内容の監査を行う。
 - (4) 理事は、一切の会務を掌理し、うち1名は、会長の委嘱により書記を担当する。
 - (5) 評議員は、本会の事業運営に関する要件の審議決定及び執行にあたる。

第四章 会 議

第15条 本会の会議は、理事会及び評議員会とする。

第16条 評議員会は、本会の最高決議機関であり、一年に一回を原則として会長が召集する。

2 正会員は、評議員会にオブザーバー参加できるものとする。

第17条 本会の定期評議員会は、事務会計及び現況報告並びに議案の審議決定、会則の変更その他必要事項を審議決定する。

第18条 理事会は、必要に応じて会長が召集し、会長、副会長、監事、理事で構成する。

第五章 会 計

第19条 本会の経費は、会費、基金の利子、寄付金をもって充当する。

2 会員は、終身会費として2,000円を入会の時に納入しなければならない。

3 準会員（在校生）は入会の時までには本会の維持費として、1,800円（月額50円）を納入しなければならない。

第20条 本会の会計は、その収入、支出にかかる執行権限を校長に委任する。

2 校長は委任された事務を適正な注意義務をもって処理しなければならない。

3 会長は、会計経理の状況を監事に報告し監査を受けなければならない。

4 監事は、前項の監査結果を評議員会等へ報告しなければならない。

5 予算及び決算は、定期評議員会において承認を得るものとする。

6 本会の会計に関する文書は、5年間保存するものとする。

7 会計に関する文書とは、収入・支出伺、出納簿、予算・決算書、通帳及び支出証拠書類をいう。

第21条 理事会、評議員会の費用及び第3条に伴う各準備会等の必要経費は、維持費又は会費より補助する。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第六章 慶弔規定

第23条 会員の慶弔については、現職教職員及び現職会長に対して行い、金額は10,000円とする。

第七章 附 則

第24条 本会則は、昭和31年 4月 1日より発行する。

第25条 本会則は、昭和39年 4月 1日より適用する。（補足・追加）

第26条 本会則は、昭和48年 4月 1日より適用する。（補足・追加）

第27条 本会則は、平成12年 4月 1日より適用する。（改定・削除）

第28条 本会則は、平成21年 4月 1日より適用する。（改定・追加）

第29条 本会則は、平成27年 7月31日より適用する。（改定・追加）

第30条 本会則は、令和 3年 4月 1日より適用する。（追加）

第31条 本会則は、令和 5年 4月 1日より適用する。（改正・追加）

第32条 本会則は、令和 7年 4月 1日より適用する。（改正・追加）